

障害福祉サービスの過誤処理方法

1. 基本的な考え方

請求内容に誤り(洩れや一部変更等)が生じた場合、坂井市に対して過誤申立書を提出し、実績の取下げを依頼します。

坂井市は、事業所から提出のあった申立情報を国保連合会に送信し、国保連合会で調整処理(同月過誤・通常過誤)を行います。

2. 過誤の発生するもの

- ・サービス提供内容の請求誤り
- ・サービス提供実績記録票の誤り
- ・利用者負担上限額管理結果票の誤り等

3. 過誤調整の流れ

《請求明細書・サービス提供実績記録票に誤りがあった場合》

通常過誤

通常過誤とは、国保連で審査確定した介護給付費・訓練等給付費等の実績の取下げだけを行うものです。なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後(通常過誤の翌々月以降)に、国保連に再請求を行います。通常過誤を行った場合の事業所への支払い額は、通常過誤を行った月の介護給付費審査決定額から過誤金額(過誤分の公費請求額)を差し引いた額になります。

※過誤処理件数が多い場合は、事前協議のある場合に限り同月過誤での対応も可能です。

同月過誤

同月過誤とは、国保連で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求(正しい金額)を同一月内に行うものです。同月過誤を行った場合の事業所への支払決定額は、その月の請求金額(再請求分を含む)から過誤金額(過誤分の公費請求額)を引いた額となります。同月過誤は、件数が多い場合や、返還額が高額になる場合に行います。同月過誤を希望する場合は、書類提出前に必ず社会福祉課にご相談下さい。

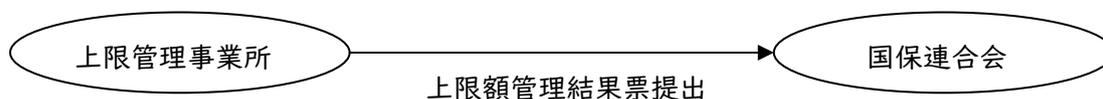
※ 請求明細書と実績記録票はセットで過誤となります。

過誤処理の流れについては巻末をご確認ください。

《上限額管理結果票に誤りがあった場合》

●上限額管理結果票のみ修正を行う場合

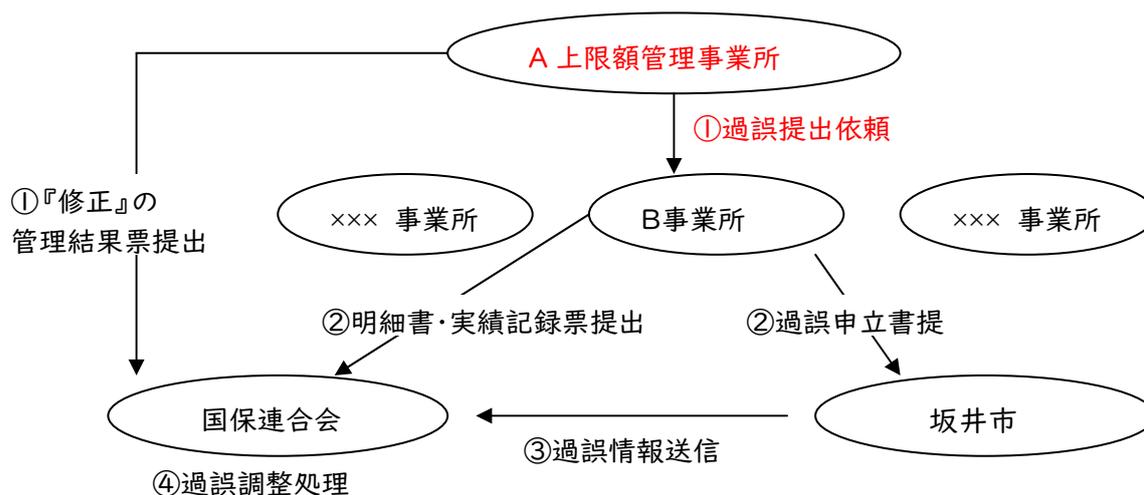
(請求明細書・実績記録票に記載されている金額に修正がない場合)



上限額管理事業所・・・上限額管理結果票を1日～10日までに『修正』で国保連合会に提出します

●上限額管理結果票と請求明細書の修正が必要な場合

(A 事業所が作成した管理票に誤りがあり、B事業所の請求明細書に変更が生じる場合)



①A 上限額管理事業所・・・誤っている事業所へ過誤申立の依頼をし、
上限額管理結果票を『修正』で連合会に提出します。

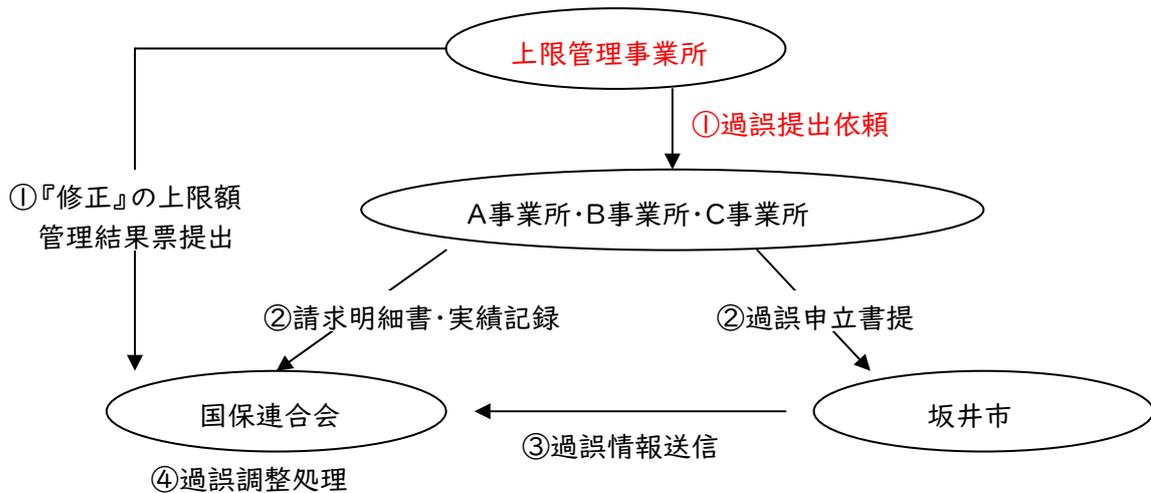
②B事業所……………過誤申立依頼書を坂井市に提出し、
正しい請求明細書・実績記録票を国保連合会に提出します。

③坂井市……………国保連合会に過誤申立情報を送信します。

④国保連合会……………当月請求分から過誤分をマイナス、再請求分をプラスし過誤調整を行います。

●上限額管理結果票と請求明細書の修正が必要な場合

(B事業所の金額変更に伴い、全事業所の請求明細書に変更が生じる場合)

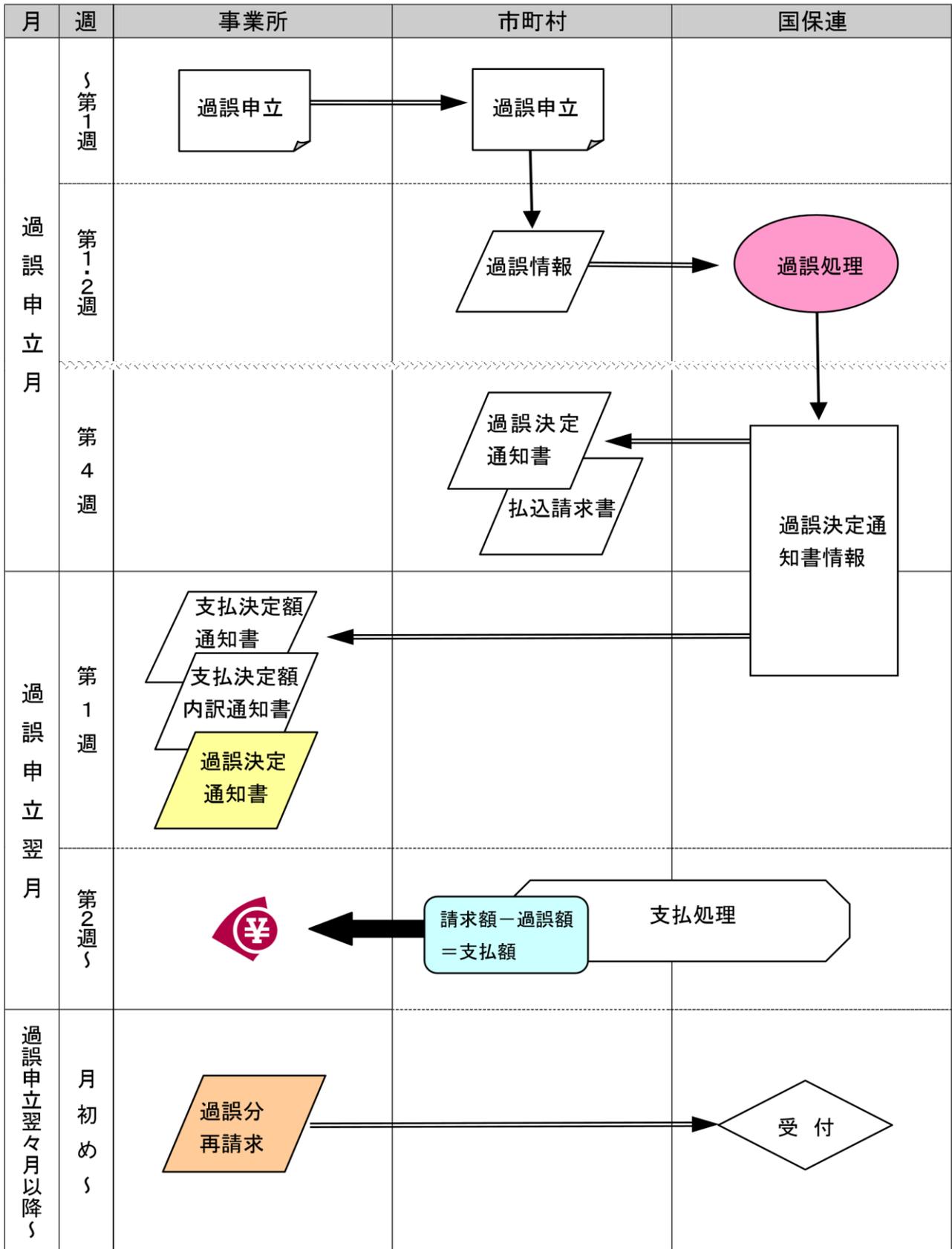


- ①A 上限額管理事業所…誤っている事業所へ過誤申立の依頼をし、
上限額管理結果票を『修正』で連合会に提出します。
- ②各サービス事業所……過誤申立依頼書を坂井市に提出し、
正しい請求明細書・実績記録票を国保連合会に提出します。
- ③坂井市……………国保連合会に過誤申立書情報を送信します。
- ④国保連合会……………当月請求分から過誤分をマイナス、再請求分をプラスし過誤調整を行います。

留意点

- ※1. 請求明細書とサービス提供実績記録票は、セットで提出する。
- ※2. 利用者負担上限額管理結果票は過誤対象ではなく、修正／取消で連合会に提出する。
- ※3. 再請求分が返戻となった場合、過誤のみ処理するため、当月請求分より過誤分のみマイナスして支払われます。

○通常過誤の流れ○



○同月過誤の流れ○

